

案件名：サモア国大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2（J-PRISM II）向け機材(21a00343)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答日：2021年7月13日
1	入札説明書 1, 2頁	3. 競争入札に付する事項 (6) 業務完了期限： 2022年2月15日（押出機にかかる技師派遣業務）	新型コロナウイルス禍による自主隔離が当期限になっても続いた場合、その規制が解除されるまで、遅延ペナルティなく派遣を見合わせて頂けるかご回答下さい。	サモア国が定める自主隔離期間によって業務が遅延される場合は、受注者の責によらない遅延となりますので、遅延ペナルティなく派遣を見合わせることを認めます。
2	入札説明書 25頁	技術士派遣条件書 3. 技師の資格	派遣人数2名ともにメーカー/正規代理店/特約店等の指定業者の所属が必須条件でしょうか。それとも1名のみが所属していれば良いでしょうか。	派遣技師2名のうちの1名が、メーカーもしくはメーカー正規代理店・特約店等指定業者に所属していることとします。 これを受け、技師派遣条件書を以下の通り変更します。 （変更前） 3 技師の資格 メーカーもしくはメーカー正規代理店・特約店等指定業者の所属で、実務経験の豊富な専門技師。業務に必要な語学力(現地公用語もしくは英語)を有すること。 （変更後） 3 技師の資格 派遣技師2名のうちの1名は、メーカーもしくはメーカー正規代理店・特約店等指定業者の所属であることを必須とし、2名とも実務経験の豊富な専門技師であり、業務に必要な語学力(現地公用語もしくは英語)を有すること。
3	入札説明書 25頁	技術士派遣条件書 4. 想定派遣人数、工数	日本からの派遣は2名、合計12人日となっておりますが、現地側においてのサポート電気技師の手配は不要でしょうか。また、サモア国内においての電気接続工事には、サモアの電気技師免許を持った技師の手配が必要であると理解していますが、誰の責任下においてこの電気技師を手配する予定で考えられておりますでしょうか。	受注者が、電気工事に係るサポート電気技師を手配する必要はありません。電気技師の手配はプロジェクト側の責任で行います。
4	入札説明書 26頁	機材番号2. 押出機 技師派遣条件書 8. 支払い 新型コロナウイルス禍の影響で、各国の水際対策としてやむを得ず技師派遣期間に自己隔離等が発生する場合	ここで云う各国には、日本も含まれますでしょうか。日本帰国後、政府による自主隔離が義務付けられた場合、契約変更しその期間の件費として内訳明細書に基づきアブセンスフィーを支払いして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、自主待機（隔離）が自宅でなくホテルの場合、ホテル代も併せて清算して頂けるのでしょうか。	「各国」には日本も含まれます。 各国政府による自主隔離が義務付けられた場合、隔離期間に発生した宿泊費、日当、直接人件費、PCR検査代をJICAが負担し、契約変更または経費精算によって支払います。なお、上記隔離期間の経費はJICAが定める単価（日当1,100円、宿泊費10,300円）及びPCR検査代については上限額（1渡航につき70,000円）に基づき支払い、直接人件費については内訳明細書直接人件費単価に隔離期間を乗じて支払うこととします。
5	入札説明書 26頁	技師派遣条件書 8. 支払い 新型コロナウイルス禍の影響で、自己隔離等が発生する場合、技師派遣に係る航空賃、旅費（日当、宿泊）、技師人件費（①直接人件費、②技術費）に関する内訳明細に基づき契約変更もしくは経費精算を行う場合がある。	”内訳明細に基づき契約変更もしくは経費精算を行う場合がある”となっておりますが、内訳明細に基づき契約変更もしくは経費精算を行わない場合は、”内訳明細”に基づかず、貴査定に基づくといことでしょうか。その場合、派遣元会社の請求書等を根拠として支払いしていただけるのでしょうか。経費精算の基準についてご教示頂けます様お願い致します。 技師人件費（直接人件費、技術費）について、内訳明細には、直接人件費と技術費を分けて、一括りで（アブセンスフィーとして）技師人件費の一日当たり単価×日数を記載することでよろしいでしょうか。	「行う場合がある」とは、各国の水際対策は時限的な措置であるため、契約時に隔離が必要でも、技師派遣時に隔離が不要となった場合には、隔離にかかる経費の変更契約もしくは経費精算は原則行いません。 契約変更または経費精算を行う場合には、宿泊費、日当、PCR検査代についてはJICAが定める単価および上限額に基づき支払い、直接人件費については内訳明細書に基づき支払うこととしますので、派遣元会社の請求書等は根拠としません。 上記のとおり、直接人件費については内訳明細書に基づき支払いますので、技師人件費の内訳明細には、直接人件費と技術料を分けて記載してください。
6	機材調達手引き P26	4. 立会検査	粉砕機/押出機と調達メーカーが異なり、それぞれ出荷前検査は各メーカーで行いますが、機材の納入が可能となった時点でのJICAスタッフによる立会検査において、実際に試運転を行い粉砕/ペレット化の状態確認は行わない予定でしょうか。	粉砕機・押出機それぞれについて、メーカー出荷前検査で試運転とサンプルを使用した粉砕・ペレット化状態の確認を行います。また、機材納入倉庫等での立会検査（員数検査）では、試運転は必要ありません。JICAスタッフは、メーカー出荷前検査及び立会検査の両方に立会います。 なお、試験用の材料については、サイズ、種類の異なるプラスチック10kg（PE、HDPE、PETボトル）を受注者側で準備のうえ、粉砕機メーカーで試運転、動作確認をする際に、同粉砕機で種類別に粉砕してください。 種類別に粉砕した後、同粉砕物を押出機メーカーに送付してください。 押出機メーカーで試運転、動作確認をする際に、同プラスチック10kgをペレット及び押出機能の確認に使用します。 押出機のペレット化、押出し機能確認のために、別途、JICAから試験用材料としてエアコンの室内機のプラスチック（PS）を提供します。 押出機のペレット化、押出し機能確認は、上記2つのサンプルを用いて廃プラスチックの種類別に実施してください。なお、上記検査に関する全ての経費を含めて応札金額として下さい。
7	機材調達手引き P26	4. 立会検査	上記質問項目の状態確認を行う想定の場合、国際梱包を行う前の物品納入倉庫で行うよりも各メーカー工場での確認が適しているとメーカーから言われており、各メーカーで行う場合には立ち合い検査が計2回（粉砕機/押出機それぞれ）必要で、それぞれの立ち合い費用に必要な弊社の経費も計上が必要となって参りますが如何でしょうか。	メーカーでの立会検査も含め、2回必要になりますので、検査の費用を応札価格に含めてください。